



知 基 第 1 6 号
令和 2 年 4 月 14 日

外務省特命全権大使（沖縄担当）
川村 裕 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



普天間飛行場におけるPFOSを含む泡消火剤の漏出事故
について（抗議）

令和 2 年 4 月 10 日、海兵隊普天間飛行場において、格納庫の消火システムが作動し、PFOSを含む泡消火剤が基地外へ漏出する事故が発生しました。

同飛行場では、昨年 12 月にも泡消火剤の漏出事故が発生しており、再発防止のため関連する装置を扱うすべての軍人と雇用者へ再教育を徹底したとのことでもあります。

それにもかかわらず、今回、再びPFOSを含む泡消火剤が漏出する事故が発生したことは再発防止策が不十分なものであると言わざるを得ず、また、このような事故は、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民にとって大きな不安を与えるものであり、決してあってはならず、大変遺憾であります。

また、近年の沖縄県環境部及び企業局の調査では、普天間飛行場周辺の湧水や嘉手納飛行場に隣接する河川等から高濃度のPFOS等が検出されており、県が基地への立入調査等を求めているにもかかわらず、米軍はこれまで立ち入りを認めておりません。

今回の事故については、環境補足協定で規定する「環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合」に該当するものと認識しており、速やかに基地内への立ち入り調査を実施する必要があると考えております。

ついては、今回の事故に強く抗議するとともに、下記の事項について、要請します。

記

- 1 以下について、日米両政府の責任において実施すること。
 - (1) 漏出現場、漏出先河川・海域等における環境調査と必要な措置の実施及び結果の公表
 - (2) 基地外における原因物質を速やかに回収し、住民の安全を確保するとともに、汚染事故発生時の除去体制を構築すること
- 2 以下について、米軍に強く働きかけること
 - (1) 県が求める環境補足協定に基づく基地内への速やかな立ち入り調査の実現
 - (2) 事故原因の究明と詳細な説明及び公表
 - (3) 早期のPFOS等を含まない泡消火剤への切り替え
 - (4) 実効性ある再発防止策の徹底